

香川県条例第6号

香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</p> <p>第17条の3 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェア（<u>法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。</u>）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧等の防止措置)</p> <p>第17条の4 保護者は、<u>法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。第4項において同じ。）を利用しない旨の申出をするとき、又は法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。第4項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、これらの申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u></p>	<p>(インターネットの利用に係る保護者等の努力義務)</p> <p>第17条の3 保護者及び青少年の健全な保護育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「<u>青少年インターネット環境整備法</u>」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェア（<u>青少年インターネット環境整備法第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。</u>）の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(携帯電話端末等による有害情報の閲覧の防止措置)</p> <p>第17条の4 保護者は、<u>青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット事業者（同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならぬ。</u></p>

を含む。第3項において同じ。)を携帯電話インターネット事業者等(法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者等は、法第14条の規定により青少年又は保護者に対して同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明し、及びこれらの内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者等は、第1項の規定により書面の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載され、若しくは記録された理由及び事項を記載した書類を保存しなければならない。

4 知事は、前3項の規定又は法第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定の施行に必要な限度において、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務(法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。)の提供を受けていると認められる青少年の保護者若しくは法第16条本文の規定によりフィルタリング有効化措

2 携帯電話インターネット事業者及び携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(当該契約内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)を業として行う者(以下「携帯電話インターネット事業者等」という。)は、携帯電話インターネット契約の締結又はその媒介等をするに当たっては、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者の年齢を確認しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末若しくはPHS端末の使用人とする携帯電話インターネット契約(以下「青少年携帯電話インターネット契約」という。)であって、フィルタリングサービスを利用しないものの締結又はその媒介等をするときは、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明し、及びその内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット事業者は、フィルタリングサービスを利用しない青少年携帯電話インターネット契約を締結したときは、当該青少年携帯電話インターネット契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該青少年携帯電話インターネット契約に係る第1項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項(規則で定める事項に限る。)が記録された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を、保存しなければならない。

5 知事は、前各項の規定の施行に必要な限度において、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受けていると認められる青少年の保護者に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。

置を講じなければならない場合においてこれを講じなかったと認められるときの当該青少年の保護者（規則で定める者に限る。）に対し、質問し、又は資料の提示その他の必要な協力を求めることができる。

（携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等）

第17条の5 知事は、携帯電話インターネット事業者等が前条第2項若しくは第3項の規定又は法第13条第1項若しくは第2項若しくは第14条の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2・3 略

（携帯電話インターネット事業者等に対する勧告等）

第17条の5 知事は、携帯電話インターネット事業者等が前条第2項から第4項までの規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット事業者等がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第17条の4第2項から第4項までの規定に違反していると認める者に係る勧告及び公表に関する規定の適用については、なお従前の例による。